

令和8年度 三浦市

保育所等利用のご案内

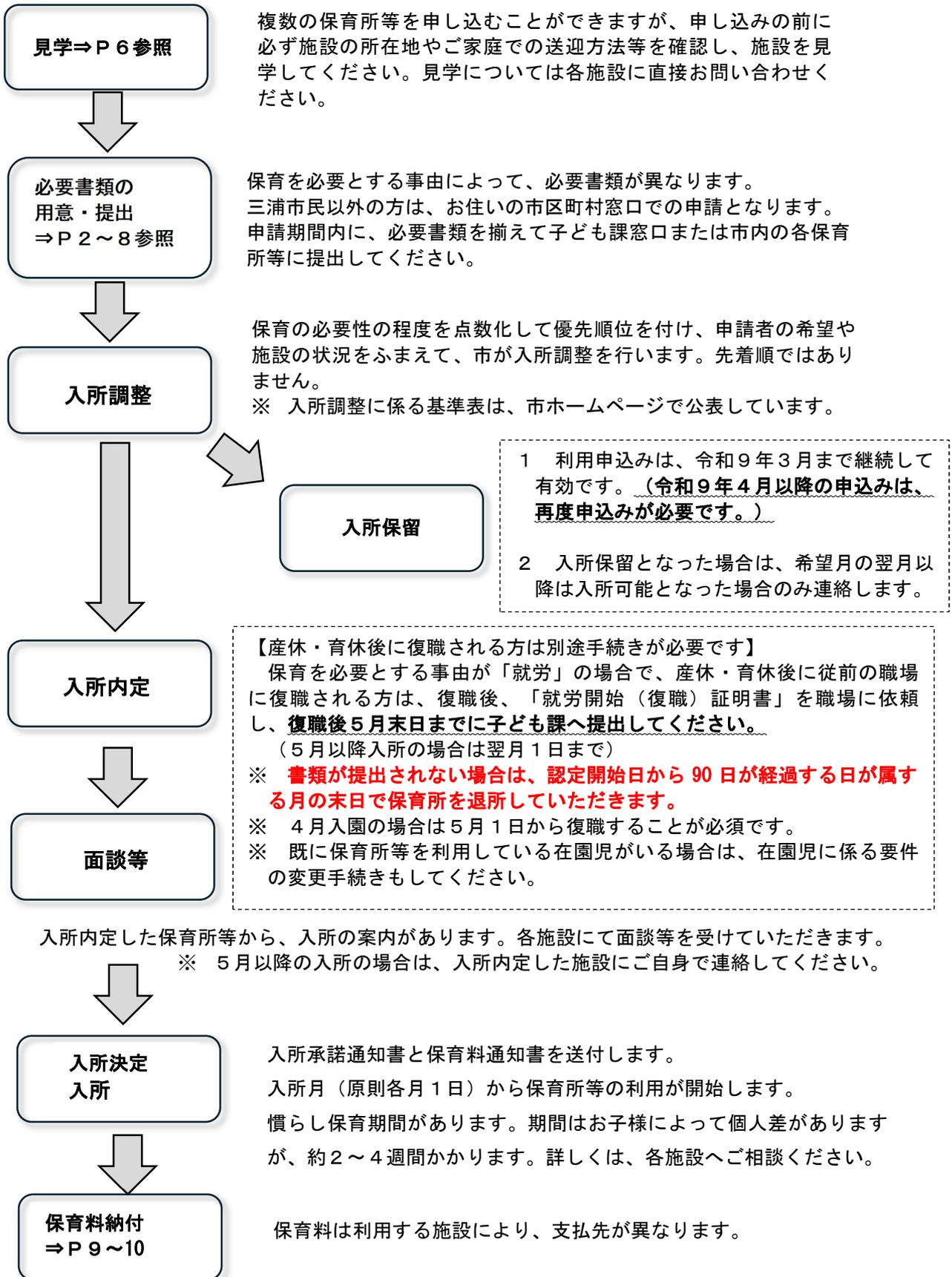


利用開始 希望日	利用申込受付期限◆必着	利用開始 希望日	利用申込受付期限◆必着
4月(一次)	令和7年10月1日～10月31日 必着	10月	～令和8年9月15日(火) 必着
4月(二次)	令和7年11月4日～令和8年1月30日 必着	11月	～令和8年10月15日(木) 必着
5月	～令和8年4月15日(水) 必着	12月	～令和8年11月13日(金) 必着
6月	～令和8年5月15日(金) 必着	1月	～令和8年12月15日(火) 必着
7月	～令和8年6月15日(月) 必着	2月	～令和9年1月15日(金) 必着
8月	～令和8年7月15日(水) 必着	3月	～令和9年2月15日(月) 必着
9月	～令和8年8月14日(金) 必着		

お問い合わせ先 〒238-0298 三浦市城山町1-1
三浦市福祉事務所(子ども課) 電話 046-882-1111 内線 366・367

1. 保育所等利用申し込みのながれ

※ 令和7年度の入所申請をしている場合であっても、再度申請が必要です。



2. 入所申請について

令和8年4月1日からの保育所・認定こども園（保育部分）新規利用申込手続きについては、次のとおりです。

(1) 申請書の配布期間・受付期間

一次選考 申込み	令和7年10月1日(水)～令和7年10月31日(金)
二次選考 申込み	令和7年11月4日(火)～令和8年1月30日(金)

※ 三浦市子ども課窓口、市内各保育所等で申請書が取得できます。また市HPにも掲載します。

※ 1号認定枠利用を希望される方は、直接利用希望施設へご申請ください。

※ 一次受付後に提出された書類は、原則二次受付扱いとなります。

※ 郵便事故等への対応はできません。

(2) 申請書類の提出先

三浦市子ども課窓口（三浦市役所分館2階）または市内の各保育所等に提出してください。

なお、市外の保育所等を希望する方は、自治体毎に受付期間が異なりますので、HP等で提出期限及び必要書類を確認いただき、お早めに子ども課窓口まで提出してください。

※ 希望先自治体の提出期限に1週間ほど余裕をもって必ず子ども課へ提出してください。

市外保育所等を希望される場合は市内の各保育所での提出は受け付けられません。

(3) 面接について

一次選考申込みをした保護者の方は、次の日程で面接を行いますので、必ず受けてください。 ※三浦市外の保育所等を希望される方は三浦市で面接はありません。

次の日程でご都合のつかない方は、事前に連絡をお願いします。

実施期間	令和7年12月9日(火)、10日(水)、11日(木)
実施時間	各日とも、9:00～12:00及び13:00～17:00
場所	三浦市役所分館2階 子ども課

予約は不要です。ご都合のよろしい日時でお越しください。状況によってはお待ちいただくこともありますので、ご承知おきください。

また、面接は、基本的には保護者との面接ですが、お子さんもお連れいただきますようお願いいたします。

☆ 面接は主に申請書類についての内容確認となります。

☆ 入所の可否を決定するわけではありませんので、服装などお気軽にお越しください。

(4) 選考結果について

ア 一次選考結果通知：令和8年1月中旬発送予定

※ 一次選考にて保留になった場合は、二次選考の対象者になります。

イ 二次選考結果通知：令和8年2月中旬発送予定

※ 二次選考にて保留となった場合は、令和8年度途中（各月1日入所）の入所選考にて継続して入所調整を行います。

(5) 三浦市に住民票があり、市外の保育所等の利用を希望するとき

受付窓口	三浦市 子ども課窓口（三浦市役所分館2階）
申込締切日	希望園が所在する市区町村が定める締切日の一週間前まで
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・希望園が所在する市区町村に下記を事前に確認してください。 ①申込締切日 ②保育所等の正式名称 ③添付書類等 ・結果は三浦市役所子ども課から通知します。

(6) 三浦市外に住民票があり、三浦市内の保育所等の利用を希望するとき

＜三浦市へ転入予定の方＞

受付窓口	現在お住まいの市区町村
申込締切日	<p>【令和8年4月入所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次選考 令和7年10月31日（金）消印有効 ・二次選考 令和8年1月30日（金）消印有効 <p>【令和8年5月以降入所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙に記載ある利用申込受付期限◆必着のとおり
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>入所日の前月末日までに転入</u>することが条件となります。 （内定した場合でも、入所日の前月末日までに転入が確認できなければ内定取消となります。） ・ 申込締切日までに転入予定の事実が確認できる書類及び転入申立書（「不動産売買契約書」や「賃貸借契約書」の写し等）を提出できる場合に限りします。 ・ 市内に住民票がある方と同じ扱いで入所調整を行います。 ・ 申請書式は、三浦市が指定する様式をご利用ください。現在お住まいの市区町村の様式をご提出された場合は、転入後、三浦市の様式で再度支給認定申請及び入所申請が必要となります。 ・ 入所の可否は、現在お住まいの市区町村に郵送にて回答します。

(7) 三浦市外に住民票があり、三浦市内の保育所等の利用を希望するとき

＜三浦市へ転入予定のない方＞

受付窓口	現在お住まいの市区町村
申込締切日	<p>【令和8年4月入所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次選考 令和7年10月31日（金） ・二次選考 令和8年1月30日（金） <p>【令和8年5月以降入所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙に記載ある利用申込受付期限◆必着のとおり
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、三浦市に住民票がある方を優先し入所調整を行います。 ・申請様式は、現在お住まいに市区町村が指定する様式をご使用ください。 ・入所の可否は、現在お住まいの市区町村に郵送にて回答します。

3. 保育所等の利用についての基本的なご案内

保育所・認定こども園(保育部分)とは？

お父さん、お母さんが働いていたり、病気や介護をしていたりすることで、昼間家庭で保育できないお子さんを、お父さん・お母さんに代わって保育する児童福祉施設です。

保育所・認定こども園(保育部分)に入園できるお子さんは？

保育所・認定こども園(保育部分)(これ以降「保育所等」とします。)を利用するためには、お子さんの年齢や保育の必要性の有無に応じた「2号認定」(3歳児～5歳児)又は、「3号認定」(0才児～2歳児)の「支給認定」を受けることが必要になります。「支給認定」は保護者等からの申請により「保育を必要とする事由」に該当するかを市が審査し、該当の有無、「保育の必要量」を決定し、「支給認定証」の交付を行います。

入所は、どのように決定するの？

- 1 支給認定と同時に提出していただいた、保育利用申込書による希望施設について、保育所等入所調整会議を開催し、決定しています。
- 2 申込み者が全員入所できないときは、お仕事の状況やその他の世帯状況などを総合的に判断し、保育所等に入所する要件(緊急度等)の高い方から入所を決定します。
- 3 定員の関係などで入所できないときは、「保留」としてお待ちいただきます。その間に家庭状況等に変化のあった場合は、必ずご連絡ください。
- 4 入所の期間は申込みの理由によりますが、最長で小学校入学前までです。
- 5 保育できない理由は変わる可能性がありますので、入所決定後も必要に応じて確認させていただきます。入所期間中であっても保育所等へ入所できる基準(要件)に該当しなくなった場合には、退所していただきます。

* 入所決定を行うためには、保育の必要性についての支給認定を受けていることが前提となります。

保育の必要量とは？

保育が必要であると認定された場合、保護者の就労状況(フルタイムかパートタイムか等)や要件の状況に応じて「保育の必要量」が決定されます。「保育の必要量」とは、1日当たりの保育時間のことで「保育標準時間(最長11時間)」と「保育短時間(最長8時間)」のいずれかに認定されます。

<利用時間のイメージ例>

開所時間: 7:00～19:00(※各保育所によって、異なります。)

・保育標準時間: 7:00～18:00

・保育短時間: 8:30～16:30



※延長保育は、保育料とは別に延長保育料がかかります。

※実際に保育所等を利用する時間は、保護者の就労状況を踏まえて園と調整していただきます。

4. 支給認定について

教育・保育給付認定(保育所の利用希望の方)

保育所の利用を希望する場合は、お住いの市区町村で「支給認定」を受けることになっています。「支給認定」とは、教育・保育の給付を受けるために必要な資格で、年齢や保育の必要性により区分されています。保育の必要性がない場合には「1号認定」、保育の必要性がある場合には、年齢に応じて「2号認定」または「3号認定」に認定区分が分かれます。

※ 市外の施設の利用を希望する場合にも、お住いの市区町村で認定を受ける必要があります。

※ きょうだい児がいる場合は、原則、同じ保護者で申請してください。

支給認定の区分 (教育・保育給付認定)		利用時間 (※1)	年齢	保育の 必要性	利用できる施設・事業	利用 申込 先
1号認定	教育標準時間	—	満3～5 歳	なし	幼稚園 認定こども園(教育利用)	各施設
2号認定	保育標準時間	最長11時間	満3～5 歳	あり	認可保育所 認定こども園(保育利用)	市 区 町 村
	保育短時間	最長8時間				
3号認定	保育標準時間	最長11時間	0～2歳 (満3歳 未満)	あり	認可保育所 認定こども園(保育利用) 家庭的保育事業・小規模保 育事業等	
	保育短時間	最長8時間				

※1 実際に保育所等を利用する時間は、保護者の就労等の状況に踏まえて施設と調整していただきます。なお、開所時間・保育時間は各施設によって異なります。保育所等一覧(P6)でご確認ください。

※ 2・3号認定を受けるにあたっては、お子さんの保護者全員について、月 48 時間以上の就労など、「保育を必要とする事由＝日中保護者がお子さんを保育できないことの原因」が必要となります。詳しくは保育所に入所できる基準(P7)でご確認ください。

施設等利用給付認定(保育所以外を希望の方)

幼稚園・認定こども園などの預かり保育、私学助成幼稚園、認可外保育施設等のサービスを利用の方で、次の区分により施設等利用給付認定を希望する場合には、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」が必要です。施設に直接申請書を提出してください。詳細は P12 をご覧ください。

認定区分	年齢(※)	保護者全員の 保育が必要な理由	所得制限	対象サービス
新1号	満3歳以上	不要	なし	私学助成幼稚園
新2号	3歳児以上	必要		施設型給付幼稚園
新3号	0～2歳児	必要	住民税非課税世帯	認定こども園等の預かり保育、認可外保育施設等の利用料など

※ 「歳児」とは、その年度の4月1日時点の年齢のことです。

※ 「認可外保育施設」は市町村から無償化の対象であることの確認を受けた施設のみが対象となります。

5. 三浦市内の保育所等一覧

勤務時間や通勤経路などをよく検討した上で、保育所を選択し、お申込みください。各施設・事業所は見学することができます。見学を希望の方は直接、施設へお問い合わせください。

施設名	定員	入所年齢	保育時間	所在地・電話
三崎二葉保育園 (保育所型認定こども園) ・一時保育実施 ・延長保育実施	2.3号	産休明け～	平日 7:00～19:00	三浦市城山町4-4
	80	就学前	土曜日 7:00～16:00	
			短時間 8:30～16:30	TEL 8 8 1 - 2 3 5 9
	1号	10		
城ヶ島保育園 (保育所) ・延長保育実施	50	産休明け～	平日 7:30～19:00	三浦市三崎町城ヶ島451
		就学前	土曜日 7:30～15:30	
			短時間 8:30～16:30	TEL 8 8 1 - 2 7 1 2
初声保育園 (保育所) ・延長保育実施	60	産休明け～	平日 7:30～19:00	三浦市初声町高円坊395-1
		就学前	土曜日 7:30～15:30	
			短時間 8:30～16:30	TEL 8 8 8 - 2 6 5 1
上宮田小羊保育園 (保育所型認定こども園) ・一時保育実施 ・延長保育実施	2.3号	産休明け～	平日 7:00～19:00	三浦市南下浦町上宮田3190-1
	140	就学前	土曜日 7:00～17:00	
			短時間 8:30～16:30	TEL 8 8 8 - 5 4 1 4
	1号	10		



※ 城ヶ島保育園は令和10年3月末で閉園予定です。

<市内保育所等MAP>



お子様にアレルギーがある場合、健康上または発達上、保育に対し配慮が必要な場合等には、のちにトラブルになる可能性がありますので、見学時等、事前に保育所等にお子様の状況を詳しく説明してください。お子様の状況によっては、受け入れが難しい場合があります。



6. 保育を必要とする事由について

保育を必要とする事由とは？

支給認定を受けるための「保育の必要な事由」とは、保護者の方が下記に上げる事由に該当していることが必要となります。

保育を必要とする事由に応じて、保育実施期間及び保育の必要量（保育利用可能時間）が判断されます。保育の必要量は、「標準時間（最大11時間）」と「短時間（最大8時間）」のいずれかに区分されます。

	保育を必要とする事由	基準	保育必要量	在園できる期間
①	就労	月48時間以上の労働をしている。	就労時間が 月120時間以上 標準時間 月48時間以上 短時間	小学校就学前まで (ただし、失職した場合は「求職活動」に同じ)
②	妊娠・出産	妊娠中または出産後間がなく保育が困難である。	標準時間	産前産後8週間
③	疾病・負傷又は精神若しくは体に障害を有している	・障害者手帳(1級から3級)、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けている。 ・1ヶ月以上の入院、療養	状況に応じて判断	疾病や障害が治癒した月まで
④	介護・看護	同居又は長期入院している親族の介護・看護をしている。	状況に応じて判断	介護や看護が不要になった月
⑤	災害復旧	自宅の復旧作業に当たっている。	標準時間	災害復旧が完了すると見込まれる月まで
⑥	求職活動(起業準備も含む)	求職活動をしている。	短時間	3か月以内
⑦	就学(職業訓練校等における職業訓練も含む)	大学・専門学校・職業訓練校等にて就学をしている。	状況に応じて判断	通学期間中
⑧	虐待やDVのおそれがあること		状況に応じて判断	
⑨	育児休業	既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。	短時間	育休該当児童が1歳になるまで
⑩	その他、上記に類する状態にある等、市が認める場合		状況に応じて判断	家庭で保育が可能になった月まで

*ただし、65歳未満の直系親族が、同居しているもしくは三浦市内にお住まいで保育が可能な場合は保育所等に入所しにくくなります。

*月の就労時間が120時間に満たない方は、原則「短時間」となりますが、就業時間、通勤時間等により施設の定める「短時間」の範囲に収まらず、恒常的に延長保育料が発生してしまう場合などは、「標準時間」の認定が出来る場合がありますので、子ども課までご相談ください。

*求職活動中の場合は、入所後3か月以内に就職しないと退園となります。就職先が決まりましたら、「就労証明書」を職場に依頼し、速やかに子ども課に提出してください。

7. 申請に必要な書類

次の書類を全て御用意ください。各証明書は発行後3か月以内のものを提出してください。

【申請児童1人につき各1部】※兄弟姉妹での申込みは、それぞれ1通必要です。

- (1) 教育・保育給付認定申請書
- (2) 保育利用申込書
- (3) 保育利用申込補助票①・②
- (4) 「保育できない」ことを証明する書類



保護者の状況	必要書類
居宅外就労 (雇用されて働いている方・居宅外自営の方)	「就労証明書」(雇用主等の証明) ※就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明が必要です。 育休(産休後)復職誓約書
居宅内就労 (内職・居宅内自営業の方)	「就労証明書」(事業主の証明)
妊娠・出産	母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日が確認できる部分)
疾病・負傷又は精神若しくは体に障害を有している	次のいずれかの写し 診断書(保育が困難な状況、病傷名、療養等を要する期間が記載されたもの) 障害者手帳等のコピー等
介護・看護	介護・看護を要する状態であることの証明書類 (病人の診断書、介護認定証の写し等)
災害復旧	罹災証明書
就学	在学証明書又は学生証のコピー シラバス・カリキュラムのコピーなど就学時間(時間割)がわかる書類
育児休業	就労証明書(育児休業状況の確認)

<提出書類の留意事項>

- ・お父さん・お母さんだけでなく、65才未満の同居の直系親族(祖父母等)及び同居はしていないが三浦市内にお住まいの直系親族の、要件に応じた書類が必要となります。書類の提出がない場合は、入所の優先順位が下がることがあります。
- ・証明書等の提出がない場合には、入所調整の点数や認定期間は「求職活動」と同等の取り扱いになります。
- ・記入漏れや提出書類に不備がありますと、保育の必要性等が判断できない場合があります。この場合、保育所等の入所調整の対象外となることがあります。
- ・提出していただいた書類の内容について、電話などでの確認や追加書類の提出をお願いすることがあります。

<育児休業給付金延長手続きについて>

1歳の誕生日を超えて育児休業を取得し、育児休業給付金の延長手続きをするためには、認可保育所等の入所申込を行ったものの、入所できなかった場合に限られており、市区町村が発行する入所できなかったことの証明書等が必要です。必要書類については、詳しくは公共職業安定所・勤務先にお問い合わせください。

※育児休業給付金の延長の手続きの際、申請書の写しが必要な場合があるようです。提出された書類の返却はできませんので、必ず申込み前にコピーをとるなど対応をお願いします。

8. 保育料について

(1) 決定方法

お子さんが保育園に入園しますと保育料がかかります。この保育料は、保護者の方の市民税所得割額（両親等の合算）又は前年分所得税額と、お子さんの年齢によって決定されます。

両親に所得がなく、祖父母が生計を支えている場合は、その人が基準になります。

4月分～8月分に関しては令和7年度。9月分以降に関しては令和8年度の課税額にて決定します。

また、保育料は見直しにより改定されることや、課税資料調査等により変更されることがあります。

なお、保育料以外に、お子さんが保育園に入園するための経費は、国、県及び市が負担をしています。納め忘れのないようにお願いします。

令和8年度三浦市保育料徴収基準額表

階層	定義	保育料（月額）円			
		（0才児～2才児）		（3才児～5才児）	
区分		標準	短時間	標準	短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯及び里親世帯	0	0	0	0
第2階層	市民税非課税世帯	0	0	0	0
第3階層	市民税所得割額 48,600円未満	15,000	14,800	0	0
第4階層	市民税所得割額 48,600円以上～97,000円未満	26,000	25,600	0	0
第5階層	市民税所得割額 97,000円以上～169,000円未満	41,000	40,400	0	0
第6階層	市民税所得割額 169,000円以上～301,000円未満	55,000	54,100	0	0
第7階層	市民税所得割額 301,000円以上～397,000円未満	64,000	63,000	0	0
第8階層	市民税所得割額 397,000円以上	73,000	71,800	0	0
注1	同一世帯から2人以上の児童が保育所や幼稚園などを利用している場合は、最も年齢が高い児童については基準額、その次に年齢が高い児童については半額、それ以外の児童については0円となります。（平成29年4月より、第2階層については、第2子以降無料となりました）				
注2	第2、第3及び第4階層の一部の該当者で、母子・父子家庭世帯や在宅障害児（者）のいる世帯は、別に定めた保育料となります。				
母子・父子家庭又は在宅障害児（者）のいる世帯					
第2階層	市民税非課税世帯	0	0	0	0
第3階層	市民税所得割額 48,600円未満	9,000	9,000	0	0
第4階層	上記第4階層のうち、市民税所得割額77,101円未満	9,000	9,000	0	0

※一定所得以下の**多子世帯及び母子・父子家庭又は障害児（者）**のいる世帯は保育料の軽減措置があります。軽減内容は下記のとおりです。

①多子世帯

保護者の**市民税所得割額の合算が57,700円未満**である場合について、**第2子を半額、第3子以降を無料**とする特例措置の、算定対象となる子どもの**年齢制限を撤廃**します。（同一生計に限る）

②母子・父子家庭又は障害児（者）のいる世帯

保護者の**市民税所得割額の合算が77,101円未満**である場合について、**第1子を半額、第2子以降を無料**とします。

<保育料の変更について>

結婚や離婚などにより世帯の所得に変更があった場合や、所得税の修正申告を行った場合などは、保育料が変更となりますので、必ず子ども課に申し出てください（現年度分の保育料に限ります）。

※税金の申告がされていない場合には、最高額の利用者負担額（保育料）となりますのでご注意ください。無収入であっても、収入がなかった旨の申告が必要となります。

(2) 支払方法

利用する施設により、支払先・支払方法が異なります。

<認可保育所の場合>

利用者負担額(保育料)は、市が毎月徴収し、納入期限(口座振替日)は毎月末日(末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日です)。

納入方法については、納入者の利便と安全性を図るため、原則、口座振替(※)で納付していただきます。口座登録がお済みでない方は、三浦市役所子ども課にてお手続きを進めてください。口座振替は、指定金融機関で別途手続きが必要です。

※口座振替の申し込みができる金融機関

横浜銀行、スルガ銀行、神奈川銀行、ゆうちょ銀行、かながわ信用金庫、湘南信用金庫、中央労働金庫、三浦市農業協同組合

<市外の公立保育所を利用の場合>

三浦市が決定した利用者負担額(保育料)を保育所等を管轄する市区町村に納入していただきます。支払方法及び支払日は、市区町村ごとに異なります。

<認定こども園>

各施設にて徴収します。支払方法等については直接施設にお問い合わせください。

(3) 幼児教育・保育無償化について

お子様の年齢が4月1日時点で年齢が3歳以上の場合は利用者負担額(保育料)0円です。

※ ただし副食費の徴収があります。(市民税所得割課税額が 57,700 円未満の世帯、ひとり親世帯などのうち市民税所得割課税額が 77,101 円未満の世帯または小学校就学前のきょうだいが同時に保育所、幼稚園等を利用し、その範囲において上から順に数えて3人目以降の子どもについては、副食費の徴収が免除されます。)

※ お子様の4月1日時点の年齢が2歳児クラスの場合、年度の途中で3歳になっても、利用者負担額(保育料)は0円にはなりません。

副食費とは？

主食以外の肉や魚、野菜、果物、デザート、お茶等の費用のことです。

※ 給食代が全額免除になるわけではありません。

(4) その他の利用者負担

延長保育を利用する場合は、毎月の利用者負担額(保育料)のほかに保育園延長料がかかります。また、保育所等の一部では、利用者負担額(保育料)のほかに、給食代(3歳以上児クラスのみ)、教材費、バス代、保護者会費や園服・帽子等が必要な場合があります。

9. 変更があったときの届出について

次の場合は、変更日の前月までに子ども課へ届出をするとともに、入所している施設へ連絡してください。月の途中で認定区分や保育必要量（保育標準時間／保育短時間）等の変更があった場合、原則として申請した翌月1日から、新しい認定区分、保育必要量や利用者負担額（保育料）、が適用されます（申請した月については変更前の認定区分、保育必要量、保育料です）。

主な変更の内容		提出書類	
		変更届 (※)	その他必要な書類
入 所 後	保育所等の利用をやめる		保育利用中止申出書
	市外に転出する		保育利用中止申出書
	市内転居をする	○	
	氏名、世帯構成に変更があった	○	口座振替依頼書 (保育料引落口座に変更がある場合)
	就労状況が変わった	○	就労証明書
	仕事をやめた（求職になった）	○	
	育児休業を取得する	○	
	育児休業が終了し復職する	○	
	父母等の税額に変更があった		申告書の控えの写し等
転園したい		新規に申請される方と同様（P8参照）	
申 請 中	入所申請を取り下げる		退園・辞退・認定取消届
	世帯状況や保育の必要性に変更があった	○	変更内容によって異なります。 お問い合わせください。
	入所申請で希望した園を変更する		〃

(※) 施設給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書兼届出事項変更届

10. 利用開始後の手続きについて

(1) 現況届出書について

保育所等を利用している方は、保育の必要性が継続していることを、毎年2月上旬頃、三浦市に届け出る必要があります。書類の提出がない場合保育の必要性が確認できない場合、保育所等の利用ができなくなることがあります。現況届出書や就労証明書等、必要な書類を必ず提出してください。

(2) 保育所等を利用中に三浦市外へ転出し、三浦市内の保育所等を利用継続する場合

事前に、三浦市子ども課へご相談ください。その上で「保育利用中止申出書」を提出してください。また、転出先の市区町村で給付認定を受け、三浦市の保育所等を利用継続するための手続きが必要になります。

(3) 保育所等を退園する場合

最終登園日が決まったら、速やかに利用している保育所等に連絡の上、「保育利用中止申出書」を退園日の月末日までに三浦市子ども課窓口へご提出してください。

(4) 長期欠席について

長期欠席の場合は、必ず事前に保育施設へご相談ください。三浦市では2か月以内の欠席であれば、在籍が可能です。ただし、在籍している限り保育料や諸費用が発生します。

11. 預かり先について

(1) 一時預かり

不定期な仕事、通院、冠婚葬祭、リフレッシュなど理由は問わず、一時的に子どもを預けたい場合に利用できます。予約方法等については、各施設にお問い合わせください。

施設情報	受入年齢	利用可能日	所在地
あすカルみうら	生後6か月以上	※月曜日はお休みです。月曜日が祝日の時には次の平日がお休みになります。 ※年末年始実施無し ※ご利用案内や予約方法はこちらをご確認ください 	三浦市南下浦町 上宮田 1387-2 <問合せ先> 三浦市子ども課 Tel 882-1111 (内線 316・365)
三崎二葉保育園	1歳児以上	詳細は園にお問い合わせください。	三浦市城山町 4-4 Tel 881-2359
上宮田小羊保育園	生後6か月以上		三浦市南下浦町 上宮田 3190-1 Tel 888-5414

(2) 幼稚園における在籍園児の預かり保育事業

満3歳に達してから、幼稚園を利用することができます。就労等の理由で教育時間(1日4時間)前後も預かりが必要な場合は、預かり保育をご利用ください。就労等の理由で「保育の必要性」が認められる場合には預かり保育が無償化になります(上限あり)。

必要書類や、詳細に関しては施設または子ども課へお問い合わせください。P5も合わせてご覧ください。

幼稚園名	電話番号	所在地	預かり保育
椿の御所幼稚園 (施設型給付幼稚園) 	046-881-5305	三浦市向ヶ崎町 11-1	
三浦幼稚園 (私学助成幼稚園)  ※令和8年4月から施設型給付幼稚園へ移行予定	046-888-3124	三浦市南下浦町上宮田 479	

※ 4年保育を行っている施設もあります。詳しくは施設へお問い合わせください。

※ 満3歳に達する日以降の最初の3月 31 日までの間は保育の必要性がある住民税非課税世帯の児童が無償化の対象となります。